

伊賀市木造住宅耐震診断事業・耐震補強設計事業・耐震補強事業

地震に強いまちづくりの一環として、地震時に倒壊の危険性の高い木造住宅の耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊を未然に防止し、被害の軽減を図り、市民の安全安心に資することを目的に木造住宅耐震診断事業・耐震補強設計事業・耐震補強事業の希望者を募集します。

なお、事業着手までに申請のうえ、交付決定が必要です。

対象となる住宅

■旧耐震基準木造住宅

- ①建築年次—昭和56年5月31日以前に着工され、完成している住宅
- ②構造—木造住宅（在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁（ツーバイフォーなど）構法）
- ③階数—3階建て以下
- ④用途—専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（必ず居住者の承諾が必要）、併用住宅（延床面積の1/2以上を住宅の用に使用していること）
- ⑤市内に所在している住宅



耐震診断について

■無料で耐震診断を実施します。診断後に日を改めて、診断結果と概算工事費について説明します。
※耐震補強設計事業、耐震補強事業（補強工事）を希望される方は、必ず受診してください。

耐震補強設計・耐震補強補助について

- 対象住宅 伊賀市の無料耐震診断での評点が0.7未満と診断された旧耐震基準木造住宅
※住宅の戸数が1ha当たり10戸以上の建てこんだ区域等立地条件があります。
- 対象者 申請者、同居親族等に市税の滞納がないこと。
- 対象事業 耐震診断の結果、評点が0.7未満で『倒壊する可能性が高い』と診断された旧耐震基準木造住宅について、評点を1.0以上で『一応倒壊しない』にする耐震補強設計・補強工事を対象とします。

※3月末までに事業を完了してください。

耐震設計事業費補助額

1棟あたり事業に要する経費（事務費を除く）の2/3以内、最大18万円以内を補助します。

耐震補強事業費補助額

- ① 1棟あたり改修工事に要する経費（事務費を除く）の2/3と50万円を比較し、いずれか少ない額。ただし、令和2年度までに耐震補強設計を終了している場合は、60万円と比較します。
- ② 国の補助として工事費の4.0%（最大50万円）。ただし、平成31年3月31日以前に耐震設計事業費補助を受けている場合は、工事費の11.5%（最大41.9万円）。
- ③ 市の上乗せ補助15万4千500円。
①、②、③の合計額を補助します。

耐震補強工事と同時に行うリフォーム補助について

1棟あたりのリフォーム工事に要する経費（事務費を除く）の1/3と40万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。ただし、施工者は市内に本店・支店・営業所を有するか、市内で営業する個人事業者で建設業者が行う機能向上（性能向上）を目的とするリフォーム工事であること。

※補助対象外工事についてはお問い合わせください。

申込先・問い合わせ

伊賀市役所 建設部住宅課

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 建設部住宅課 ☎ 0595-22-9737

伊賀市耐震補助事業全体の流れ

木造住宅無料耐震診断事業



・三重県木造住宅耐震診断マニュアルで診断し、評点・工事の概算見積について説明をします。

【木造住宅耐震判定書】

【一般診断法による概算工事費算定】

木造住宅耐震補強設計事業

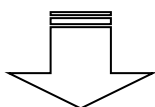
市へ補助交付申請と下記書類を提出

- ・耐震診断結果報告書【判定書】
- ・見積書
- ・設計者が受講耐震者であることを証する書類等
- ・世帯全員の住民票（居住している場合）
- ・世帯全員の市税の完納証明書

・木造住宅耐震診断での木造住宅耐震判定書の評点が0.7未満の住宅を、1.0以上の評点にする補強計画を作成していただきます。

【木造住宅耐震補強計画書】の提出

※補強計画とは？ 住宅を地震に対し強くするための設計図と考えてください。



木造住宅耐震補強事業

市へ補助交付申請と下記書類を提出

- ・耐震診断結果報告書【判定書】
- ・判定会を受けた補強計画書【判定書】
- ・工事見積書
（リフォーム工事の部分の見積書を分けてください。）
- ・世帯全員の住民票
- ・世帯全員の市税の完納証明書

・木造住宅耐震補強設計事業での評点1.0以上の補強計画に基づき住宅の改修工事を実施していただきます。

【工事中間・完了検査】の実施

【着工前・中間・完了写真】の提出

■ 申込書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

■ 不明な点は、お問い合わせください。

【問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市四十九町3184 伊賀市役所 建設部住宅課

電話 0595-22-9737 FAX 0595-22-9736